

## 選択的夫婦別姓制度導入の国会審議を求める 意見書の提出についての請願

日本では、婚姻における夫婦別姓が認められないために、望まない改姓、事実婚、通称使用などによる不利益・不都合を強いられる人が多く存在しています。夫婦同姓を法律で定めているのは日本だけです。婚姻の際、96%が夫の姓になっており、間接的な女性差別だとの指摘もあります。

通称使用では、「旧姓併記」「旧姓使用」での法的根拠がないために、「名前がちがう」などと怪しまれたり、さまざまな事務手続きの煩雑さなどを招いています。働く女性たちにとっては改姓によって「キャリアが中断される」という声も切実で、結婚や出産を躊躇する要因の一つにもなっています。

1966年、法務大臣の諮問機関である法制審議会が、選択的夫婦別姓導入などを含む民法改正要綱を答申して、すでに4半世紀以上が通過しています。2021年6月、最高裁判所は、現行の夫婦同姓を違憲ではないとする判決を出しましたが、同時に、複数の反対意見が付され、制度のあり方を国会で議論すべきとされました。2015年12月の判決でも同様の指摘がされています。

選択的夫婦別姓制度は、あくまでも「選択」によるもので、引き続き夫婦同姓で結婚でき、改姓を望まないものは夫婦別姓を選択できるというもので、誰も強制されることのないしくみです。

世論調査では、選択的夫婦別姓制度に6割が賛成しており、とくに、若年層ほど賛成割合が高く、60歳代以下では7割が賛成となっています。地方議会での意見書採択も広がっています。選択的夫婦別姓制度の導入についての検討を早期に求めます。

以上、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、法務大臣など関係大臣に対する意見書の提出を決議いただくよう、請願します。

1 選択的夫婦別姓制度の導入のための民法その他の法令改正について、国会審議を進める意見書を、国及び政府に提出することを求めます。